

# 宮城県図書館蔵涌谷伊達家文書について（五）

## 翻刻・収録文書（三～五）編年目録

横田吉井花  
田清滋  
信一春  
義宏

### 凡

### 例

- 一本稿は、宮城県図書館が所蔵する『涌谷伊達家文書』を翻刻するものである。収録した文書は、元禄期に仙台伊達藩が江戸幕府から命じられた日光廟造営に関する史料（仮整理されてあり、「1595・1」「1595・2」等とナンバーリングされている）と、綱村・吉村期の日光廟造営関連史料である。
- 翻刻にあたっては、つとめて原本の体裁を尊重したが、煩雑を避けるため、改行位置を示す記号（例えば「」）は付けない等、原本の体裁に従わなかつた箇所もある。
- 漢字は原則として常用漢字を用いたが、常用漢字以外は正字に改めた。
- 本文には読点（、）および並列点（・）を適宜付した。
- 原本に欠損文字の存する場合は、その字数に応じて□□で示した。
- 原本に塗抹文字がある場合、その左傍に抹消符（×）を付し、塗抹により判読不可能な場合は■を用いた。
- 本文と区別すべき部分については「」で示し、（端裏書）（包紙）（袖追書）（奥追書）（行間書）等と記した。

- 一 原文の用字が必ずしも正当でなくとも、それが当時一般に通用していたと思われるものについては、あえて注を施さなかつた。
- 一 花押・墨引は、該当箇所に（花押）（墨引）と記した。
- 一 ナンバーリングされている文書の場合、標題の下にその番号(159-15は省略)を図書館番号として記した。
- 一 翻刻にあたつては、宮城県図書館より種々格別の便宜を与えられた。特に記して深謝の意を表するものである。

〔文書番号・図書館番号対照〕

文書番号	発給年月日	文書名	宛 所	図書館番号
(一七二)	四月廿八日	大條宗道書状	伊達宗元	(150)
(一七三)	五月廿一日	北茲清覚	伊達宗元	(151)
(一七四)		覚	伊達宗元	(152)
(一七五)			伊達宗元口上	(153)
(一七六)	閏正月廿日	大條宗道書状	井伊直該・大久保忠朝	(154)
(一七七)	七月廿四日	佐藤素信書状	伊達宗元	(155)
(一七八)	三月十二日	大條宗道書状	伊達宗元	(156)
(一七九)	五月十七日	大條宗道書状	伊達宗元	(157)
(一八〇)	二月十九日	大條宗道書状	伊達宗元	(158)
(一八一)	六月七日	佐藤素信書状	伊達宗元	(159)
(一八二)	七月七日	伊達宗元カ書状	伊達宗元	(160)
(一八三)	六月十九日	大條宗道書状	佐々定隆・富田豊後・大條宗道	(161)
(一八四)	五月十三日	大條宗道書状	伊達宗元	(162)

(三八五)	五月 四日	大條宗道書状（折紙）	伊達宗元
(三八六)	九月 晦日	覺	
(三八七)	十月廿二日	奉行衆名簿（折紙）	
(三八八)	九月	某書状（折紙）	
(三八九)	十月廿二日	覺	
(三九〇)	十一月 八日	日光普請払控	
(三九一)	九月廿一日	佐々定隆・柴田宗意書状（折紙）	
(三九二)	十一月 四日	覺	
(三九三)	五月 九日	伊達綱村朱印状写（折紙）	
(三九四)	五月	大條宗道書状	
(三九五)	七月 晦日	日光御用人数書立	
(三九六)	十二月	大條宗道書状	
(三九七)	十月廿二日	御宮方・御仏殿方一紙目録	
(三九八)	六月廿九日	御宮方・御仏殿方小牒目録	
(三九九)	元禄四年	伊達宗元願書	
(三〇〇)	正徳元年	日光山之覺（横帳）	
(三〇一)	十一月廿一日	包紙	
(三〇二)	十一月十七日	伊達吉村書状	
(三〇三)	九月十五日	伊達吉村書状	
(三〇四)	十一月 六日	遠山良房書状	
(三〇五)	九月 十日	宣理宗広書状（折紙）	
		大條宗道・津田春康 佐々定隆・遠山良房	
		伊達村元	
		伊達村元	
		伊達宗元	
		伊達宗元	

(三〇六)	正月 八日	大條宗道書状	伊達宗元
(三〇七)	四月廿九日	覺 (折紙)	伊達宗元
(三〇八)	閏正月十一日	佐々定隆書状	伊達宗元
(三〇九)	四月十四日	大條宗道書状 (折紙)	伊達宗元
(三一〇)		某追書	
(三一一)	五月 八日	佐藤素信書状	
(三一二)	十二月廿八日	伊達宗元書状	
(三一三)	十二月廿八日	伊達宗元口上覺	
(三一四)		伊達宗元口上覺	
(三一五)		覺 (折紙)	
(三一六)	三月 廿日	大條宗道書状	
(三一七)		覺	
(三一八)	七月十二日	伊達綱村書状 (折紙)	伊達宗元
(三一九)	五月廿五日	伊達綱村書状 (折紙)	伊達村元
(三一〇)	七月廿七日	伊達綱村書状 (折紙)	伊達村元
(三一一)	五月十五日	伊達綱村書状 (折紙)	伊達宗元
(三一三)	五月 朔日	伊達綱村書状 (折紙)	伊達宗元
(三一四)	六月廿六日	伊達綱村書状 (折紙)	伊達村元
四月十六日		伊達綱村書状 (折紙)	伊達宗元

(二七二) 大條宗道書状 (150)

去廿一日之尊書拝見仕候、御堂為御見分、廿一日朝四ツ前、井伊直該掃部

頭様御出被成候、御堂方被相過、御会所え御寄被成、夫より御殿御匂迄御出被成候、御堂、今日初御出被成候処、御首尾好、御恐悦被成之由、得其意奉存候、委細、佐藤李素信・但木主馬方より可申上候、將又、有馬宮内殿過ル廿一日、其御地アメニ御着被成候間、貴駕御事、坂元勘之丞案内アメニて宮内殿御宿え御出被成候段、被仰下、承知仕、御紙面之趣、相入、御覽申候、恐惶謹言、

大條監物

宗道(花押)

四月廿八日  
伊達宗元  
安芸様

(二七三) 北茲清覺 (151)

御堂方御道具御細工物

一 仏餉箱

一 關伽盥

右、兩色御金物取放申候、辰ノ刻より取付、只今放仕廻申候、

一 織戸小左衛門、職人六人召連寵出、御細工物仕候、右之外、段々

御細工、晚程迄、相勤候由申候、

一 御普請御奉行衆・添御奉行衆、于今御出不被成候、

添御奉行手代衆も不罷出候、已上、

五月廿一日

(二七四) 覚 (152)

頭様御見分、廿一日朝四ツ前、井伊直該掃部

一 黃金五枚宛

大越十左衛門

本名九左衛門

望月正大夫

一 黃金三枚

矢野伊左衛門

一 黃金三枚宛

中村八郎右衛門

四竈八郎兵衛

一 黃金三枚宛

岡本庄内

小嶋長六郎

以上、

(二七五) 伊達宗元口上 (153)

井伊掃部頭殿

北北茲清覺書

## 大久保加賀守殿

(忠朝)

右御両人様え安芸殿口上

(伊達宗元)

(伊達宗元)  
陸奥守娘今日相果申候、当年三歳罷成候、服忌ハ懸り不申候共、遠慮之内ニ御座候故、陸奥守方より御届ハ不申上候、右之段、御耳ニ立可申ため參上仕候、此段、御家老衆迄被仰上、可被下候、

諸職人・人足服忌穢改牒、相調候付てと御座候、于今改牒不罷出候、

(伊達宗元)  
廿五日比ニハ大かた道中より可参与申候間、其段、御前へも申上置

候、私先刻之申上様、無事も御牒調參候て、則早々我ら■ためニおうかがい被移置候様ニと被思召事候、以上、

## (二七六) 大條宗道書状 (154)

(端裏ウワ書)  
〔伊達宗元〕

大條監物(宗道)

以手紙啓上仕候、貴躰様御氣色、如何被成御座候哉、承度奉存候、致參上、御様子可承候得共、御病氣之節、却て御六ヶ敷、可被思召旨、

延引仕候、

一鶴飛驒方へ貴躰様、私方より輕進物、以使者遣可申由、昨夕、御前相済申候、御支度調申候様、申渡候、今日は御精進日ニ御座候、

明日被遣可然旨奉存候、私義、今日四人之御奉行衆へ御見舞、參上仕候、貴躰様よりは使者ニても可被遣哉と昨日被仰下候、常之御見廻ハ御同道罷出不及候由、御意候条、御氣色惡、近日御見廻

被成候義、被為成間敷候て、躰ニより、一、三日過候て使者被遣候ても可然か、御氣色無然故、御見廻御延引之段ハ、今日私罷出候節、御奉行衆へ可申上候、以上、

閏正月廿日

## (二七七) 佐藤素信書状 (155)

(端裏ウワ書)  
〔伊達宗元〕

佐藤李(素信)

昨日被仰聞候火消御武頭衆、鎌為持不申儀、香曾我部正兵衛(親清)承候処ニ、最前御目付衆より馬・鎌無用ニ可仕由、被申渡候故、為持不申候由、被申聞候、以上、

七月廿四日

## (二七八) 大條宗道書状 (156)

(端裏ウワ書)  
〔伊達宗元〕

大條監物(宗道)

御姫様御卒去付、貴躰様・私・(大久保忠朝)加賀守様・(井伊直徳)掃部守様・(マニ)御使者相勤之義、別紙書立之通、御承知御■■、御奉行衆へ御縉者相勤可申由之儀、相心得申候、仍御書立御口上之心得、御縉者相勤申候分ハ、切にてさし置申候、貴躰様被相勤候、御自分御口上書、相返申し候、以

三月十二日

(二七九) 大條宗道書状 (15)

去ル十六日之尊書拝見仕候、三左衛門様・柴田勝門雲四郎様、十六日朝未明大島義高其御地御発足被成候、井伊直蔵掃部頭様十六日朝五ツ時、御立被遊候由、被仰下御書面、則相入御披見申候、恐惶謹言、

五月十七日

安芸様

大條監物

宗道(花押)

候、

(二八〇) 大條宗道書状 (158)

(端裏ウワ書)  
〔伊達宗元〕  
大條監物

貴躰様明日本所え御越可被成由、先刻被仰聞之趣、相達御耳申候  
処、明後日大守様、本所え被遊御出序と被思召候得共、不被為  
成儀も可有御座候間、明日は被相控、明後日、御手前様御越、可然  
由、御意之段、申來候間、其御心得、明日ハ御出被成間敷候、明  
後日は私も本所え罷出候御座候、以上、

二月十九日

(二八一) 佐藤素信書状 (159)

(端裏ウワ書)

一遠山帶刀・和田織部、御時服二宛被下候、本名九左衛門・永沼惣太良房定長

「安芸様

佐藤全

〔伊達宗元〕  
雲四郎殿、今日四ツ過時分は、本所へ可被成御出由、御家来衆より申来候、為御知申上候、以上、

六月七日

(二八二) 伊達宗元カ書状 (160)

一筆致啓達候、大守様、御堂・御宮、始御覽被成御座候、然者、  
御宮方御修覆御取付物、昨六日、御首尾能相調、恐悦之至奉存候、  
依之、昨日之御様子、勤之趣、可申達由、被仰出候間、左二申達

候、

一昨朝明半前、喜左衛門殿御宮へ御出、御廟御部唐戸御取為放候事、  
一掃部頭殿、五ツ時御宮へ御出被成候、大守様同刻御出被遊候、  
御目付庄田小左衛門殿・定長梶左兵衛佐殿・信達山口図書殿御出被成候、  
一御廟・御拝殿・御本社御天井板御飾金物少々御取放、無間も御帰  
被成候、拙者并添奉行衆、掃部頭殿、御宮へ御出之節、御迎御門  
辺、二王門前迄罷出候、

一御取付、御首尾能相調候付て、為御悦、掃部頭殿・庄田小左衛門  
殿・梶左兵衛佐殿・中川喜左衛門殿・諏訪五郎左衛門殿、大樂院  
へ拙子儀、昨日罷出候、山口図書殿・鈴木長兵衛殿方へ以使者申  
達候、

左衛門晒二疋宛、瀨上又兵衛・布施孫右衛門、縮御帷子二宛被下候、

一拙子義も昨日、為御悦、以御使者、瓜一折拝領仕候、有難仕合奉存候、恐惶謹言、

七月七日

(佐々豊前様)

(富田豊後様)

(大條監物)

(二八三) 大條宗道書状 (161)

(瑞裏ウワ書)

(伊達宗元)

(大條監物)

(宗道)

(宗道)

貴札致拝見候、今朝日光え之御暇被仰出、御羽織御拝領、其上御目見被仰付、上意御座候段、御承知恐悦思召之由、尤之御事候、和田織部(定長)橋本刑部(知信)も被仰聞候處、恐悦仕候由、委曲御書面之趣披露仕候、恐惶謹言、

六月十九日

宗道 (花押)

(二八五) 大條宗道書状 (折紙) (161)

(伊達宗元)

大條監物 宗道 (花押)

五月十三日

貴札致拝見候、御見分衆御内々御様子為可被聞召、太田次郎兵衛被差遣候付て、大守様(伊達綱吉)より御意候段、有難御仕合之旨、尤之御事候、依之、為御札、御書面之趣、奉得其意、「<sup>折紙見返</sup>首尾好披露仕候、恐惶謹言、

(二八四) 大條宗道書状 (162)

去十一日之貴札拝見仕候、御宮・御堂御見分、大形相済、近日御見分衆、其御地御発足之御様子(伊達直該)御座候、掃部頭殿・<sup>井伊直該</sup>大島義通(大島義通)・<sup>森田勝門</sup>雲四郎

大條監物

殿御登之儀、江戸<sup>え</sup>御伺被成、御指図次第、御見分衆御立以後、御登被成由<sup>二</sup>御座候、掃部頭殿并御奉行衆御発足被成候ハヽ、貴躰早速

御登可被成哉、御伺被成度由、御紙面之通、相達、御耳<sup>二</sup>申候処、掃部頭殿并<sup>三</sup>左衛門殿・雲四郎殿御登被成候ハヽ、兎角ハ御用も可有

之候間、貴躰并李<sup>佐藤素信</sup>・織部<sup>(和田定長)</sup>・主馬儀ハ罷登可然、被

思召候条、三左衛門殿・雲四郎殿え被相伺候て、御登可然候、乍勿論、帶刀儀ハ直々

其御地ニ罷有儀、不及申候、御普請奉行ハ直々罷有候て、可然候ハヽ、

直ニ差図可申由、御意御座候、此段、添奉行衆、主馬<sup>え</sup>被仰通、御吟味被成候て直々被指置、可然候ハヽ、其通御首尾可被成候、貴躰

御登之儀并李・織部・主馬儀ハヽ、三左衛門殿・雲四郎殿<sup>え</sup>御窺、罷

登可然由、御指図ニ御座候ハヽ、何も早々被罷登候様<sup>二</sup>被仰渡、尤貴

躰<sup>二</sup>ても御登可被成候、恐惶謹言、

五月四日

安芸殿

宗道（花押）

(二八六) 覚 (164)

御本社方

御幣殿・御拝殿方

陽明門方

御本地堂方

輪藏方

御宮方

副奉行

千式百壺石余

遠山帶刀良房 四十一

連増料金廿二両卅五人・馬二疋・弓立一

飾・鎗四本・物書二人二人内之者

橋本刑部知信 三十四

連増料金四両廿二人・馬壺疋・弓立一飾

鎗三本・物書二人二人内之者

江戸方材木奉行

百六十石余

中川正定額右衛門

連増料金六両十二人・馬壺疋・鎗二本・

物書一人一人一人内之者

三百石余 大越十左衛門茂貞 五十四

連増料金六両十二人・馬壺疋・鎗二本・

物書一人一人一人内之者

三百石 本名九左衛門実久 五十六

連増料金六両十二人・馬壺疋・鎗二本・

物書一人一人一人内之者

棟分奉行

御廟方

壱両四人扶持 田村數右衛門

千式百石余 佐藤奎素信 五十二

連増料金六両五人・鎧壱本

連増料金廿二両卅五人・馬二疋・弓立一節

壱両四人扶持

上野市郎兵衛

鎧四本・物書二人二人内之者二人

連増料金八両五人・鎧壱本

連増料金四両廿二人・馬壱疋・弓立一節

武両四人扶持

増子八郎兵衛

鎧三本・物書二人二人内之者二人

連増料金八両五人・鎧壱本

連増料金六両十二人・馬壱疋・鎧二本・物書一人一人内之者一人

小奉行

清野三郎兵衛

中村八郎衛門繁時 五十一

内之者一人

十六人・馬壱疋・鎧三本・物書一人一人内之者一人

柴山甚五衛門

三百四石 野村四郎衛門辰成 四十五

内之者一人

連増料金六両十二人・馬壱疋・鎧二本・物書一人一人内之者一人

小役人十人

棟分奉行

御廟方

中村八郎衛門繁時 五十一

小奉行

御仏殿方

十六人・馬壱疋・鎧三本・物書一人一人内之者一人

夜叉門方

三百四石 野村四郎衛門辰成 四十五

別所方

連増料金六両十二人・馬壱疋・鎧二本・物書一人一人内之者一人

御殿方

七百二十四石余

諸役

八百石 北図書茲清 四十一

大工奉行

八百石 北図書茲清 四十一

小役人六人

八百石 北図書茲清 四十一

副奉行

御堂方

塗師奉行

江戸方材木奉行

四十六石 貝山三郎内侍左衛門

飾屋三人

瓦奉行

小奉行

連増料金八両五人・鎧壺本

四十八石余 大内小兵衛

連増料金八両五人・鎧壺本

塗師奉行

小役人三人

大工二人

小役人二人

張付奉行

小役人六人

日光方材木奉行

小役人二人

小買物奉行

小役人二人

飾金物奉行

大工二人

絵方奉行

小奉行

武百石 牧野新兵衛

七人・鎧壺本

瀬上又兵衛

小役人二人

四十六石余 橋渡兵左衛門

連増料金八両五人・鎧壺本

布施孫右衛門

小役人二人

小奉行

御宮方棟分奉行衆

(二八七) 奉行衆名簿(折紙) (165)

高橋源内

内之者一人

後藤三郎長忠左衛門

吉田仲兵衛

内之者一人

片倉仲之允貞胤

新妻源太兵衛

大江留兵衛(朝弘)

佐藤勘兵衛

安藤庄之助(常清)

伊藤儀右衛門(重秀)

松岡六郎兵衛

加藤十三郎(昌勝)

栗村弥次郎(昌景)

桜田源八郎(実信)

川野休右衛門

山岡伊右衛門

星安兵衛(茂季)

今村助兵衛

林六郎右衛門

佐藤茂左衛門

増子弥右衛門

守屋文左衛門

御堂方大工奉行衆・小買物奉行衆

八乙女彦左衛門(重造)

赤坂甚左衛門

石田作藏(時造)

佐沢孫兵衛

(二八八) 某書狀(折紙) (166)

御堂方棟分奉行衆

馬場彦兵衛(成玄)

佐藤三郎左衛門

長沼七九郎(重志)

境野権七郎

星野半蔵

金沢甚平

中山源太夫

平田伝之丞(茂忠)

九月晦日

御宮方大工奉行衆・小買物奉行衆

(二八九) 覚 (167)

日光并■迄、當時相詰候人數之覺

一千四百八拾壱人

御供衆

内

一 武百五拾四人

一 三拾武人

一 三百六拾人

一 八百三拾五人

御普請方

一 七千五百九拾壱人

一 五百拾三人

一 八拾九人

一 四百八拾四人

一 千武百三拾七人

一 五千武百六拾八人

内

一 武千百八拾八人

一 七百武拾七人

一 三拾五人

一 千三百九拾八人

御手前上手木  
同 中手木  
同 牛遣  
平人足

一 七百拾武人

一 三人

都合人數九千七拾武人

十月廿二日

(二九〇) 日光普請払控 (168)

御堂方御中借、午ノ九月廿八日御金藏より被相渡分

材木方

一 銀拾五貫目

一 銀壹貫八百目

一 銀壹貫五百目

釘鉄物方

一 銀拾八貫目

銅瓦并飾金物方

一 銀百四拾四貫目

中島屋  
吉左衛門

彦三郎

高井助左衛門

同 弥惣右衛門

駒阿弥源七郎  
駒阿弥吉左衛門  
松井弥七郎  
丹阿弥源次郎

江戸鳶

同 牛遣

日光御抱手木

石方

一 銀拾貳貫六百目

小屋夫代

一 銀四貫貳百七拾五匁

小買物方

一 銀六貫六百目

久三郎

箔方

一 銀貳貫九百四拾目

一 銀三貫四百貳拾目

一 銀壹貫三百貳拾目

孫右衛門

藤兵衛  
左兵衛  
勘四郎

兵右衛門

箔屋

次左衛門

左兵衛

日光

勘四郎

三郎兵衛

箔屋

孫右衛門

左兵衛

五郎右衛門

左兵衛

和泉屋

左兵衛

徳左衛門

左兵衛

塗師方

一 銀九拾貫目

奈良方

一 銀三百六拾目

屋根方

一 銀四百八拾目

張付方

一 銀三百六拾目

伊阿弥新之丞

幸阿弥与兵衛

一 銀九拾貫目

壁方

一 銀百貳拾目

狩野探雪

栗本太郎左衛門

一 銀六拾目

左官頭

一 銀六貫六百目

安間源大夫

奥村四郎兵衛

一 銀拾貳貫六百目

小屋夫代

一 銀四貫貳百七拾五匁

小買物方

一 銀六貫六百目

久三郎

箔方

一 銀貳貫九百四拾目

一 銀三貫四百貳拾目

一 銀壹貫三百貳拾目

孫右衛門

藤兵衛  
左兵衛  
勘四郎

兵右衛門

箔屋

次左衛門

左兵衛

日光

勘四郎

三郎兵衛

箔屋

孫右衛門

左兵衛

五郎右衛門

左兵衛

和泉屋

左兵衛

徳左衛門

左兵衛

塗師方

一 銀九拾貫目

奈良方

一 銀三百六拾目

張付方

一 銀四百八拾目

伊阿弥新之丞

幸阿弥与兵衛

一 銀九拾貫目

栗本太郎左衛門

一 銀六拾目

左官頭

一 銀六貫六百目

安間源大夫

巴瓦色絵手間代

一 銀拾武匁五分

鑄物師御雇代

一 銀九拾目

小買物方

日光  
兵右衛門

此金五千武百武兩壹分  
銀三貫七百六拾武匁五分  
此金六拾武兩貳分ト

残金武千八拾三兩  
銀拾武匁五分

紀伊國屋  
孫右衛門

松坂屋  
五郎右衛門

萬屋  
次左衛門

和泉屋  
徳左衛門

日光  
三郎兵衛

兵右衛門

メ銀三貫七百六拾武匁五分

此金六拾武兩貳分ト

銀拾武匁五分

御堂方惣御金高

一 金武万八千六百五拾武兩二分

内

武万千武百九拾壹兩貳分

拾參兩壹分

銀三百拾武貫百三拾武匁

最前段々御内借被成下高  
古物払金、最前段々御内借被成下高  
今度被借下高

(二九二) 覚 (170)

六月分

安芸殿

宗意  
(花押)

柴田内蔵

定隆  
(花押)

佐々豊前

十一月八日

今度 日光御普請御手伝付て 御宮方之添奉行遠山帶刀・橋本  
刑部(知信) 御仏殿方之添奉行佐藤(素道) 李・北図書(茲清)、被  
仰付之候、可被存其  
旨候、大條監物方(余道)へも奉書遣之候、恐惶謹言、

佐々豊前

柴田内蔵

(二九二) 佐々定隆・柴田宗意書状 折紙 (169)

包紙  
一 安芸殿

佐々豊前

古物払金、今度被借下高

三通、

一 御堂方六月分服忌穢相改帳式冊并御用無御座付相改不申候証文  
六通、

七月分

一 御宮方七月分服忌穢相改帳九冊并御用無御座付相改不申候証文  
一 壱通、

一 御堂方七月分服忌穢相改帳九冊并御用無御座付相改不申候証文  
一 壱通、

右之通、兩月之服忌穢相改帳え証文引合申候処、相違無御座候、  
以上、

(大條理兵衛)

(高平彦兵衛)

(裏印) (紙継目) (裏印)

元祿貳年  
九月廿一日

大條理兵衛(黒印)

木村太郎司辰左衛門(黒印)

武市善通尚兵衛(黒印)

高平彦常親兵衛(黒印)

白河半朝次大夫(黒印)

大河内源朝家大夫(黒印)

(大條理兵衛)  
(裏印)

(紙継目)  
(裏印)

五月九日

大條監物  
宗道(花押)

安芸殿伊達宗元

(二九三) 伊達綱村朱印状(折紙)(171)

今日 御城え被為召、老中列座、今度日光御普請被 仰付ニ付て、御手伝可相勤旨、被 仰出、難有儀、殊 日光之御用被 仰付、重畳冥加之至候、可被得其意候、為其差下使者候、謹言、

十一月四日 御朱印

伊達安芸殿宗元

(二九四) 大條宗道書状(172)

貴札致拝見候、御見分衆、去七日朝五ツ半比 御宮え御出被成 御廟御拝殿御屋祢瓦、少々御取撥、御見分 御同所、金之鳥居御見分被成、夫より 御本社并御拝殿御屋祢瓦少々御取撥、御見分被成、四ツ半過 御宮より直々 御堂え御出、御仏殿御天井御縁廻御見分、御仏殿御屋祢、少々瓦御取撥、御見分被成、八ツ過御下被成候、掃部頭井伊直談様ニも七日朝御宮え御出、夫より 御堂え御出、御見分衆御同前、御見分被成、御見分衆御下候以後、即御帰被成候旨、御書面披露仕候処、弥以諸事可被入念候、何もえも可被相伝旨、御意御座候、恐惶謹言、

西大條右兵衛重義(黒印)

安芸殿(伊達宗元)

(二九五) 日光御用人数書立 (173)

当春、被仰出候御人数積、

日光御用付御定之内

大奉行

御一門衆

内之者百人

馬三疋

鑓六本

弓立一節

鉄砲式挺

又鑓五本

右之通、御勘定統取小田嶋安右衛門方より書出申候由御座候、拙者在所発足之刻、御様子為可承、御在所え、国嶋平内指遣、其元様御覺書写取参候内、先年信濃殿(伊達宗元)、日光御普請惣奉行被仰付候て、  
御当地ニ御登候節、御供廻写、

仙台罷登候節、供之人數百四拾六人

一鑓  
一長刀  
一持筒  
一振  
六本

一弓立  
一乗替  
一鑓  
一長刀  
一振  
六本  
日光え引移候時分ハ供惣人数弐百人

一弓立  
一乗替  
一騎馬  
一騎馬  
一乘替  
一乘替  
一持筒  
一弓立  
一弓立  
一武飾  
三疋  
三騎

但、御馬被借下、御馬道具は家来三人ニ被下置、乘懸之外、為乘申候、口取式人、沓箱持一人充、被借下候、

五月

(二九六) 大條宗道書状 (174)

去ル廿六日之貴札拝見仕候、小買物方請負人松坂屋五郎右衛門、紀伊國屋孫右衛門、万屋次左衛門御内借証文武通、過ル廿四日岡元正(信豈)内を以、相達申付、貴躰様御判形被相調、兼て之通、御首尾被成候由、承知仕候、將又諸職人・人足服穢改牒被相調、御奉行衆ノ証文被指上候、右改帳、前ミ私手前ニ指置申候ハヨ、重て其御地へ私罷越候時分、可被渡候由、得其意、奉存候、私其御地え罷越候迄ハ貴躰様御手前ニ可被指置候、私其御地へ罷越候時分、請取可申候、恐惶謹言、

大條監物

宗道  
(花押)

此紙數四千七百八拾壹枚

七月晦日  
伊達第九  
安芸様

(二九七) 御宮方・御仏殿方一紙目録 (175)

一 金武万九千九百武拾三両武分  
銀拾匁七分六厘八毛

一 米千六百五石七斗三升五合

一 御藏材木七百武拾三本

一 樹木武万三千武百六拾三本

一 献上材木六百六拾壹本

一 朱拾斤

一 緑青武百三拾參斤

一 漆五百八拾貫目

一 土朱七拾貫目

一 御役船六百八拾艘

右小帳數四拾壹冊

此紙數式千武百七拾七枚

右之寄

一 金拾三万四千三百武兩武分

銀五匁八分五厘七毛

一 御役船千九百八拾五艘  
右小帳數六拾冊

一 米八千六百三石三升武合五勺

- 一 御藏材木三千八百九拾本  
 一 檜木六万千百八拾本  
 一 献上材木四千百六拾五本  
 一 朱武拾斤  
 一 緑青四百六拾六斤百武拾目  
 一 漆武千四百三拾六貢目  
 一 土朱三百拾貢目  
 一 御役船武千六百六拾五艘  
 右小帳數百壱冊  
 此紙數七千五拾八枚
- 一 御宮方惣目録 壱冊  
 一 御仏殿方惣目録 壱冊  
 此紙數百三拾八枚  
 此紙數五拾三枚
- 以上  
 申  
 十二月
- 外
- 一 御宮方惣目録 壱冊  
 一 御仏殿方惣目録 壱冊  
 此紙數百三拾八枚  
 此紙數五拾三枚
- 一 鉄物方牒五冊小數四十壱  
 一 御扶持方牒壹冊  
 一 御材木方牒七冊小數四十五  
 一 箔押手間牒壹冊小數十五  
 一 小買物方牒貳冊  
 一 捐料物牒壹冊  
 一 御藏物払牒壹冊
- 一 小牒御廉書出來仕、只今清書申候分  
 一 小牒御廉書近日出來、御勘定所へ指上可申分

(二九八) 御宮方・御仏殿方小牒目録 (176)

御宮方小牒清書近日出来、御勘定所へ指上可申分

宮城県図書館蔵涌谷伊達家文書について(五)

一 **御才木方牒三冊小数三十式**

小牒唯今御廉書仕候分

一 鉄物方牒三冊小数三十

一 御扶持方牒壹冊

以上

十月廿二日

小嶋長六郎  
重慶

岡本莊内  
信立

(三九九) 伊達宗元願書 (17)

私儀、知行所先年打続水損仕、其上無余儀、物入共御座候て、近年不如意罷成候処、日光御普請御用被仰付、日光・江戸相詰、拝借金を以、漸相勤籠下候、当春も同氏兵庫奥方母子共伊達宗重江戸え罷登候付て、供之家来多人數為相登、品川御屋敷ニも家來残置申候、兵庫儀も去年伊達綱村大守様御下向被遊候以後、大方仙台相詰、旁以下中迄困窮仕候、且又去年分五分一御役金・御手伝金・先年拝借金済残皆納不罷成、去冬願申上、右金高之内、半分上納、残所ハ当春秋兩度一上納仕苦候、左候得は当五分一御役金・御手伝金並於江戸御国拝借金、当暮より被召上苦被仰付候条、當暮より上納金過分ニ有之上、自分賄遣金共ニ知行所物成出方相考半分ニも不足仕積御座候、尤借金才覚も不罷成候故、土貢指縲可申様無御座候、依之、願申上候ハ身分致簡略、何とぞ進退相続相勤申度奉存候、当年より寅ノ年迄八箇年之内

元禄四年六月廿九日

宗元 (花押)

大條監物殿  
宗道

津田民部殿  
春康

佐々豊前殿  
定隆

遠山帶刀殿  
貞房

伊達安芸

(三〇〇) 日光山之覚 (横帳) (178)

日光山之覚  
一オ

一 東照宮ニ御持道具挟箱、二王門之外番所まで、御持セ可被成候、御供侍衆ハ養命門迄、可被召連候、  
一大猷院殿ニ常行堂・摩殿羅神前まで、御持道具挟箱等、御持セ可被成候、御供ハ夜叉門迄、

大守様御在江戸勿論、品川様・御前様エモ御祝儀等申上候使者。  
飛脚被相除、以便書申上度奉存候、御國許ニては、人少ニて御奉公相勤申度、覺悟御座候、同姓兵庫儀も右年数之内ハ御在国之砌相詰、不叶節計相勤申様仕度奉存候、御連枝並ニ諸事被成下、御丁寧之儀共、有難仕合奉存候条、進退困窮を以申上儀、無拋奉存候得共、右之通段々物入共御座候付て、下中迄困窮仕候間、何とぞ相続末々御奉公をも仕度奉存候、各宜様御相談之上、御披露頼入存候、以上、

一 土取場・石取場ハ差合多キ所ニテ御座候間、被入御念、可被仰付候、  
請取仕候者共ハ勝手計存候故、其かまひ不仕候、

一 梶左兵衛儀（金具）ハ四品諸大夫ニテ、知行武千石被下置候、公儀ニテハ御  
調法被思召候故、所ニテ威勢仕候、日光一山之儀ハ大方彼仁御次第  
ハ相究候之由、承及候、御普請御手伝之御大名衆之御家老衆、初  
て先ミより左兵衛様と様呼ニ被致候、乍去此方御家ハ別段之様ニ奉  
存候、兎角御首尾好尾様ニト奉存候間、宜可被仰合候、彼人ハ音物  
等も受納不仕候、若ハ（一ツ）「御三人家江戸御老中より納申候、其外  
懇意の方或ハ改之品々依テ伽羅香具類、御申請候様ニ覺申候、此  
者ニハ別て 水戸様（水戸光圀）より御念比被遊候間、屋形様（伊達義村）より  
御頼被遊候て、御状ニても被遣、万事無心置指南可仕之旨、御頼被  
遊候ハ、御疎意仕間敷奉存候、

一 東照宮別當大樂院と申候、是ニ拙僧共入魂之出家ニテ候、勿論 御  
宮方御普請之御心合候ハ、少も御如在申上間敷候、

一 大猷院殿別當龍光院と申候、是も拙僧共懇志ニ候、先達て此兩人へ  
は拙僧方も書状を以申入候、

一 江戸より定て鈴木修理・内匠抔付候ハ、大工頭四五人も可參候、  
諸事御普請御用相務候、御家之斎藤安右衛門、能様子を存候、

一 衆徒南照院と申出家、野僧と懇意ニ候、是ハ 井伊掃部殿（酒説）御宿  
坊ニて候、定て先規之通、御入可被成、此宿坊え御用御座候ハ御  
如在仕間敷候、

一 日光川原面之小屋懸御置被成候、人足等迄大雨之時分ハ少も油  
断不仕候様ニ可被仰付候、余国心得とハ殊之外違申候て、大水之節  
ハ、谷ハ山となり、山ハ谷ニ成申様ニテ御座候間、此を以御推量可

一 山口（信隆）図書ハ日光目代ニ候、町奉行惣百姓代官も相兼候、御用被仰  
候ハハ情出可申候、此人、御大名方より御音物等受納被申候、隨  
分調法人ニテ候、

一 日光ニ 公儀之大工棟梁拾人計御座候、普請御内談ニ被召加候ても  
不苦候、細工方殊之外、功者ニ候、先年御普請之度ニ御手伝之大名  
衆、諸事積リ物御用ニ立申候、江戸より参候、修理・内匠抔も彼等  
次第ニ仕候事、繁多御座候、さいゝ被召寄候て、御聞合可被成  
候、

一 日光町、不作法なる所ニ候間、御内衆ハ能々可被御心付候、御油断  
被成間敷候、

一 御内衆、見物ニ被遣候ハ、能案内存候者、可被相添候、不案内  
ニ候ヘハ、祈当申候事も御座候、」

一 日光（光宗）御門主御在山中ハ 御宮 御仏殿 えさいゝ御通（御通）ニ被成  
候間、御内衆參当リ候ハ、下馬仕候様ニ可被仰付候、御挾箱、菊  
之紋ニ候間、まきれ無御座候、

一日光（光宗）三十日替り之御目付被參候、替之度ニ 屋形様より御使者  
成共、被遣候て御頼被成候様ニ仕度候、江戸ハ毎月十八九日比、発  
足被申候と覺申候、

一日光川原面之小屋懸御置被成候、人足等迄大雨之時分ハ少も油  
断不仕候様ニ可被仰付候、余国心得とハ殊之外違申候て、大水之節  
ハ、谷ハ山となり、山ハ谷ニ成申様ニテ御座候間、此を以御推量可

被成候、さゝへ存之外之事共を見申候故、ケ様ニ申達候、

一大雨之時分ハ、早々用水為御汲置可被成候、其■濁リ申候故、一日二日も用立不申事御座候、尤所ニヨリ」<sup>(3)</sup>可申候哉、御茶之水本宮と申別所之下ニ能清水御座候、別當御断被成候得は、少かまひ無御座候、

一衆徒觀音院ハ拙僧嫡弟ニ候キ、当事、從日光御門主、觀音院住職被仰付候、若輩無調法者ニ候得共、御宿坊ニテ候間、情出可申候間、万端御用可被仰付候、

一衆徒遊城院と申候出家、年比ニ候、日光様子大挽功者ニ候、先寺亮榮甥坊主ニ候、

一衆徒藤本院と申坊主、是ハ先寺覺王院弟子ニ候、相応之御用可被仰付候、

一御橋ハ下乗下馬、

一仮橋八馬・乗物不苦候、

<sup>(別筆カ)</sup> <sup>(四月十五日五月廿一日迄御在山)</sup> 一日光御門跡より御料理被下候歟と覚申候、前後兩度御礼ニ上申候、

<sup>(3)</sup> 新宮山

一日光三所大權現  
瀧尾山  
本宮山

一中禪寺大權現

<sup>(3)</sup> 上別所有り、前二大水海有り  
坊中より四里有り、魚之類堅ク禁制ニ候、

物奉行

松平備前守殿

一寂光権現

坊中より一里半程ハ御座候、是ニも別所有り

一慈眼大師

別当無量院大猷院殿統之山

一學頭

修学院僧正

一衆徒

廿人

一御門主御留主居溪広院

一社家

六人

一樂人

廿人

一房

八拾人

一宮仕

八人

一八乙女

八人

一神人

八拾人

一公方御殿番

四人

一野沢彦兵衛

神越伊兵衛

山口忠左衛門

高木源右衛門

一公儀之火之番

武人ツ、五十日替り、八王子衆屋形様御為奉存候

<sup>(4)</sup> 故、乍憚書付申候、必他見被遊間敷候、  
<sup>(4)</sup> 三年以前日光大地震之砌、御普請之覚

宿坊 遊城院

山下信濃守殿

宿坊

安居院

安田美濃守殿

宿坊 教城院

御大工頭

鈴木長兵衛

宿坊 法門院

御手伝之大名衆

丹羽左京大夫殿

宿坊 花藏院

真田伊豆守殿

宿坊 照覺院

津輕越中守殿

宿坊 実教院

内藤左京大夫殿

宿坊 净土院

戸沢能登守殿

宿坊 唯心院

(三〇一) 包紙 (179)

(包紙)

宮城県図書館蔵涌谷伊達家文書について(五)

「正徳元年

日光御普請被 仰出候御書

十一月廿一日

(包紙)

「日光御普請御手伝、被 仰付候段、以 御朱印被 仰遣候、

正徳元 十二月廿一日

(三〇二) 伊達吉村書状(179)

(包紙)  
「伊達安芸殿」

今日 御城え被為召老中列座、今度日光御普請、被 仰付候付て、御  
宮其外、御手伝可相勤旨、被 仰出之、難有仕合候、可被得其意候、  
仍差下使者候、謹言、

十一月十七日

(朱印・印文)  
(印)

伊達安芸殿

(三〇三) 伊達吉村書状 (180)

(包紙)  
「伊達安芸殿」

今日令登城、日光帰府之御礼申上、骨折候段、 上意之上、時服  
拝領之、難有仕合候、仍差下使者候、謹言、

九月十五日

(花押)  
(伊達吉村)

伊達安芸殿

(三〇四) 遠山良房書状(181)

端裏ウワ書  
(伊達宗元)

「安芸様

遠山(良雄)帶刀」

日光御勘定所え小帳指上、御勘定相済候分、書付式通、但木主馬所よ  
り指下申候、致披露候処、貴駄へ御一覽候様可仕由、被仰付候間、  
写三通進上仕候、以上、

十一月六日

(三〇五) 壱理宗広書状(折紙)(182)

袖追書  
(尚々)

乍慮外顧之段、御家来木村伝左衛門方迄申達候、以上、  
幸便之間一筆致啓上候、然者 日光御普請中、御首尾能被相勤御事、

承太慶仕候、大守様

承太慶仕候、弥御無難被成御座候哉、承度奉存候、先以此度  
御下國被遊二付、貴駄様も御下可被成と致推察候処、御公用二付、御

逗留被成之由、御太儀千万二奉存候、頓て御下可被成候間、其節、可  
得尊意候、(折紙見返)拙者儀、老衰仕候故、以書状も不申上、御無沙汰、心

外之至存候、恐惶謹言、

日理右近

宗広(花押)

九月十日

安芸様(伊達宗元)  
御家来衆中

(三〇六) 大條宗道書状(183)

端裏ウワ書  
(伊達宗元)

「安芸様

大條監物(重造)

御手紙拝見仕候、中川喜左衛門殿より御礼状參候由ニて被遣候、相入  
御覽可申候、勿論、御返答先日之通被遣候半と奉存候、且又、私  
氣色之儀被相尋悉奉存候、今日も然不仕候故、出仕延引仕候、何とぞ  
早速罷出度と養生仕事ニ御座候、以上、

正月八日

(三〇七) 覚(折紙)(184)

覚

伊達安芸(宗元)

大條監物(宗道)

遠山帶刀(良房)

佐藤木工(素信)

和田織部(定長)

北図書(茲清)

但木主馬(重信)

橋本刑部(知信)

中村八郎右衛門(繁時)

大越十左衛門

本名九<sub>(美久)</sub>左衛門

長沼惣太左衛門

野村四郎<sub>(辰次)</sub>右衛門

岡本庄内<sub>(信立)</sub>

(折紙見返)

小嶋長六郎

重章

右之通者、兼て為乘可申候、此外急用御座候て參候者、病氣之者

は、至其時為乘可申と存候、病氣之者は、其時々御断可申達候

哉、相伺申候、

一拙者召連申候者之内、為乘申度者共御座候、是は致登

山候上にて

御相談可仕候、以上、

四月廿九日 松平陸奥守

(三〇八) 佐々定隆書状 (185)

(伊達宗元)

佐々豊前<sub>(定隆)</sub>

(切封ウワ書)

「安芸云様

(伊達宗元)

尚々抑付可<sub>(行簡書)</sub>

罷帰と奉存候、以上、

先刻為<sub>(袖書)</sub>

御意申上候通、掃部頭殿<sub>(井伊直詮)</sub>

内藏<sub>(柴田宗道)</sub>・監物被<sub>(大隆宗道)</sub>

相出候、右兩人罷

帰候前、御屋形え御出被成可然と奉存候、尤被

仰出にては無御座

候、不及申上候得共、如此御座候、以上、

閏正月十一日

(三〇九) 大條宗道書状 (折紙) (186)

一筆啓上仕候、先以道中御勇健御着被成候哉、承度奉存

候、掃部頭様<sub>(井伊直詮)</sub>も昨日御当地御発足被遊、御下候条、明後日ハ其御

地え可被遊、御着と奉存候、因茲、飛脚を以<sub>(折紙見返)</sub>御機嫌相伺申事<sub>(伊達宗元)</sub>御座

候、弥御当地御別条無御座、大守様益御機嫌能被為成御座候、猶

奉期後音之時候、恐惶謹言、

大條監物

宗道(花押)

四月十四日

(伊達宗元)

安芸様

(三一〇) 某追書 (186)

温湿

尚々御書状温湿深ク之由、承候処、■■其御■候ハ薄ク覺申候、第一水能御座候、夏中ハ心安可罷有候、致大慶候、併御小屋<sup>へ</sup>御宮・御堂方遠く、坂御座候て、中々勤兼可申と存候、何も相仕廻罷登之

節、万々可得御意候、以上、

\*三〇九号の紙背文書

(三一一) 佐藤素信書状 (187)

(端裏ウワ書)

「安芸様

(伊達宗元)

佐藤素<sub>(素信)</sub>

**御手紙拝見仕候、今日御見分之御様子、江戸へ被仰上候間、私覺之**

通可申上旨、先刻被仰下付て、書付差上候処、御見分衆御出ハ四

ツ過御座候、拙者方より申上候ハ、四ツ時と御座候、何申上候哉、

一同ニ被仰上度旨奉得其意候、左候ハ、私方よりも四ツ過と可申

上候間、右之通可被仰上候、御出被成候と則四ツ打候段、申参候由

承候故、四ツ時と申上候、御仏殿へ不被為入前四ツ打候と相見へ

申候、以上、

五月八日

座候、恐惶謹言、

十二月廿八日

小野善助 様

右善助ハ梶左兵衛殿御家来衆御座候、  
人々御中 定昌

**(三一四) 伊達宗元口上覚(188)**

伊達安芸より

大樂院

龍光院

浜広院

觀音院

口上

今度 御山御普請御手伝、伊達御村陸奥守被 仰付候

候、頃日江戸上着仕候、其御地伊達御村籠越候迄は延引寵成候間、先以使  
者申達候、仍目録之通、致進覽候由(以下欠)、

\*三二二、三一四号文書は一紙に書かれている。

**(三一三) 伊達宗元書状(188)**

一筆致啓達候、然者、今度 御山御普請御手伝、伊達御村陸奥守被 仰付候  
て、私儀惣伊達御村申付候、頃日御当地上着仕候、其御地伊達御村籠越候迄は延  
引寵成候間、先此段、為可申達、以使者如此御座候、隨て如目録  
致進覽之候、恐惶謹言、

十二月廿八日

山口図書様  
伊達御村人々御中

伊達安芸宗九

一筆令啓達候、然者、今度 御山御普請御手伝、伊達御村陸奥守被 仰付候

付て、私儀惣伊達御村申付候、頃日御当地上着仕候、其御地伊達御村籠越候迄は延  
引寵成候間、先御自分迄、以使者可申上由、申付候間、如此御

**(三一五) 注進(折紙)(189)**

注進之事

一 安芸殿(伊達宗元)着即以飛札被申上事、

一

三

左

衛

門

殿

着

御

立

御

飛

脚

四

郎

殿

着

御

立

御

飛

脚

一

掃

部

殿

着

御

立

御

飛

脚

一

御

見

分

之

衆

御

着

御

立

御

飛

脚

一

見

分

之

始

御

飛

脚

見

分

濟

申

候

時

分

も

御

飛

脚

(端裏ウワ書)

〔安芸様(伊達宗元)〕

大條(遠)  
監物

(端裏ウワ書)

〔安芸様(伊達宗元)〕

(三一六) 大條宗道書状(190)

御手紙拝見仕候、貴躰様、今日本所ハ御出ニ不及由、被ハ仰出候段、昨夕申上候、明日ハ御出被成儀ニ可有御座候哉、晚程御様子相知候ハハ可申達候、内ニ今日為伺御機嫌、御屋形ニ可被成御出候得共、少々御虫氣ニ御座候故、明日本所ハ御出可被成ため、御養生被成度と御延引之段、御尤奉存候、御尋も御座候ハハ、可申上候、尤明日本所ハ御出之儀も、御様子相知申候ハハ、可申上候、私儀、今日本所ハ可罷出哉と奉伺候處ニ、今日ハ罷出ニ及間敷候と被ハ仰出候間、相控申候、以上、

三月廿日

### (三一七) 覚(191)

一 安芸殿(伊達宗元)、早朝ニ被罷出、石引申候様子、少々見ト申候て可然候、川原引申候時分ハ川原ハ被罷在添奉行衆、主馬(祖木重信)え被申合可然候事、

一 明日は和田織部罷出可然候、早朝罷出、石為引、主馬申合差賦可申候、川原引申候時分ハ川原ハ罷在差賦可申候事、

一 但木主馬・織部同前之事、

一 御普請奉行ハ青田彦(重道)左衛門罷出可然候、早朝罷出指賦石引申候跡より罷越可然事、

一 石引申候先ハ小人目付兩人相立、一二町も間を置、小旗為持、石ニ引候脇ニ石之跡ニ所ミ石垣足輕六人歟八人計、可然候事、

一 石一つ之跡ニ又小人目付兩人相立、間ハハきたし不申、小旗を立ク可申候事、

一 二ツ之石之跡ニ小人目付兩人相立可申候事、

一 作事方役人ハ見賦いつかたニ成共相立可申候事、

一 斎藤安(経定)右衛門・小野権吉ハ中途ハ如何様とも播前ニてハ石之跡ニ鑓ヲ為持參可然事、

一 石方奉行同前之事、

一 石方小奉行・作事目付などハけく成次第可然候事、

一 徒目付も同前之事、

一 跡より川嶋源右衛門・斎藤伊右衛門罷越、其跡<sup>(行參)</sup>目付可然候、彦

左衛門少ハ間有宜く方まし可申候事、

武添

本沢勘右衛門

高平彦兵兵衛

内之者

川嶋源右衛門

斎藤伊右衛門

小野権吉

内之者

(三一八) 伊達綱村書状(折紙)

(包紙)

「  
〔墨引〕  
伊達兵庫殿」

今日登城不存寄、御座之間<sup>え被</sup>召出、段々御懇之上、  
御手自御腰物拝領、冥加<sup>ニ叶</sup>難有仕合候、仍使者差下候、謹言、

七月十二日

伊達兵庫殿  
(花押)

(三一九) 伊達綱村書状(折紙)

(包紙)

〔伊  
〔墨引〕  
伊達綱村書状(折紙)

御堂御普請御成就、昨廿四日 正遷座恐悦之至候、仍使者差下候、謹  
言、

五月廿五日

伊達綱村  
(花押)

伊達兵庫殿  
(花押)

(三一〇) 伊達綱村書状(折紙)

(袖追書)

尚々安芸殿無事ニ被勤候間、可被心安候也、  
去六日十日 御宮御堂御修復、御取付兩度共天氣迄好、御首尾能候

て恐悦之事候、仍為佳儀被差越使者候、珍重候、謹言、

七月廿七日

(伊達綱村)

(花押)

伊達兵庫殿

(伊達綱村)

(花押)

(三二一) 伊達綱村書状 (折紙)

其御地御見分、十二日迄<sup>ニ</sup>相済、御見分之衆、十四日御発足之由、被申越候、大慶此事候、貴方無恙被勤、珍重候、何もえも可被申伝候、謹言、

五月十五日

(伊達綱村)

(花押)

伊達安芸殿

(伊達綱村)

(花押)

(三二二) 伊達綱村書状 (折紙)

去月廿八日駒井半右衛門殿・神保新五左衛門殿、梶四郎兵衛殿 御

(長造)

(重正)

(梶四郎)

(御本社)

(御内陣)

(御見分)

宮<sup>え</sup>御出、木原内<sup>え</sup>也<sup>モ</sup>被出<sup>モ</sup> 御本社、御内陣御見分候、其節貴方并遠山帶刀<sup>(食房)</sup>・和田織部<sup>(定長)</sup>・但木主馬罷出、可然由<sup>モ</sup>三左衛門殿被仰聞、二王

(重弘)

(梶田勝門)

(御見返)

(御見返)

(御見返)

(御見返)

門前迄被罷出候、御見分初<sup>ニ</sup>候處、諸事手文も無之、首尾能相済、御大慶之旨、柴田三左衛門殿被<sup>モ</sup>仰聞候由、一段之事候、依之大條監物方迄、紙面之趣令一覽、弥以諸事可被入念候、何もえも可被申伝候、謹言、

言、

五月朔日

(伊達綱村)

(花押)

伊達安芸殿

(伊達綱村)

(花押)

(三二三) 伊達綱村書状 (折紙)

御宮御普請御成就、昨廿五日御安鎮 正遷宮、今日御供養奥院、正遷座迄御首尾能相済、恐悦之至候、仍使者差下候、謹言、

六月廿六日

(伊達綱村)

(花押)

伊達兵庫殿

(伊達綱村)

(花押)

(三二四) 伊達綱村書状 (折紙)

日光 御宮・御堂御材木、乙女え之出船始、今日可仕由、一昨日中川喜<sup>(成慶)</sup>左衛門殿・諏訪五郎左衛門殿御指図にて今朝辰刻首尾好出船候、

(盛季)

(御見返)

(御見返)

(御見返)

(御見返)

(御見返)

(御見返)

(御見返)

(御見返)

追付其御地へ可令着候、依之井伊掃部頭殿并柴田三左衛門殿・<sup>(重忠)</sup>大嶋<sup>(義高)</sup>雲四郎殿へ、以飛札申達候、添奉行主馬始役人等へ可被伝候、謹言、

四月十六日

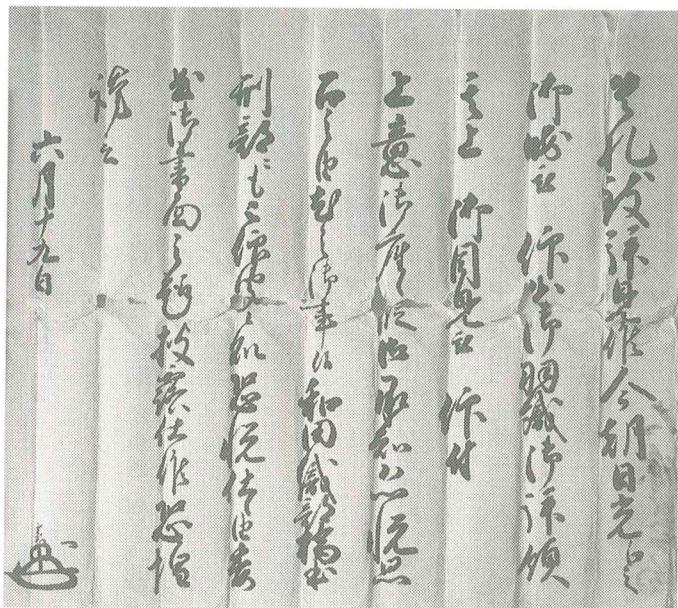
(伊達綱村)

(花押)

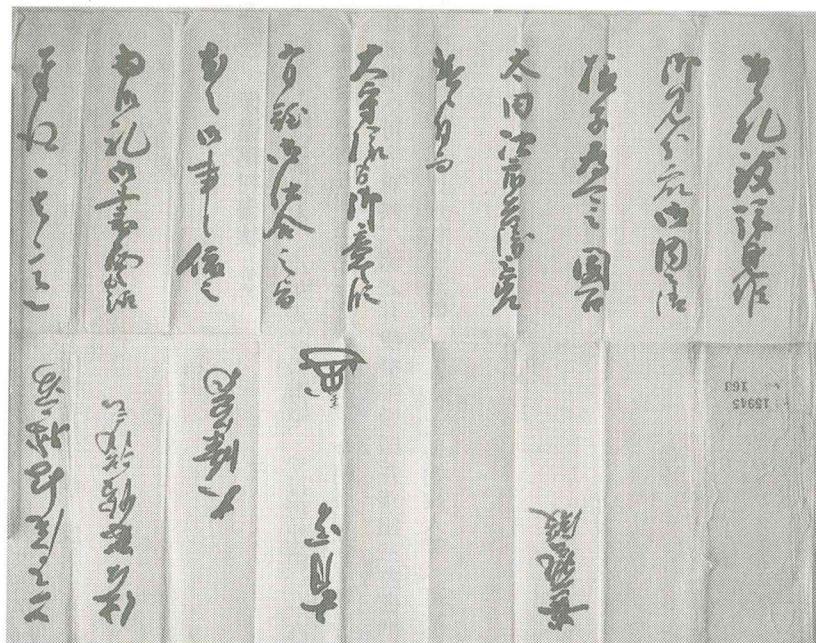
伊達安芸殿

(伊達綱村)

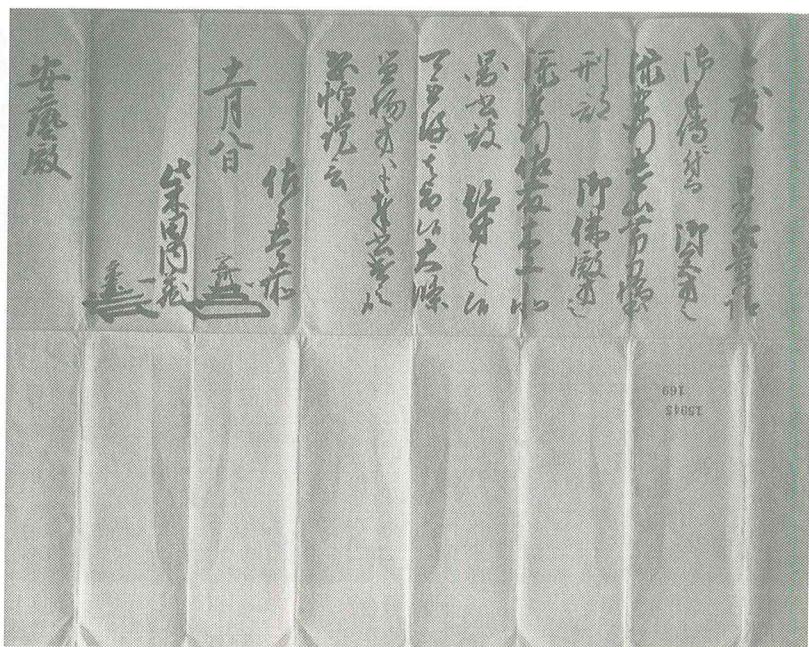
(花押)



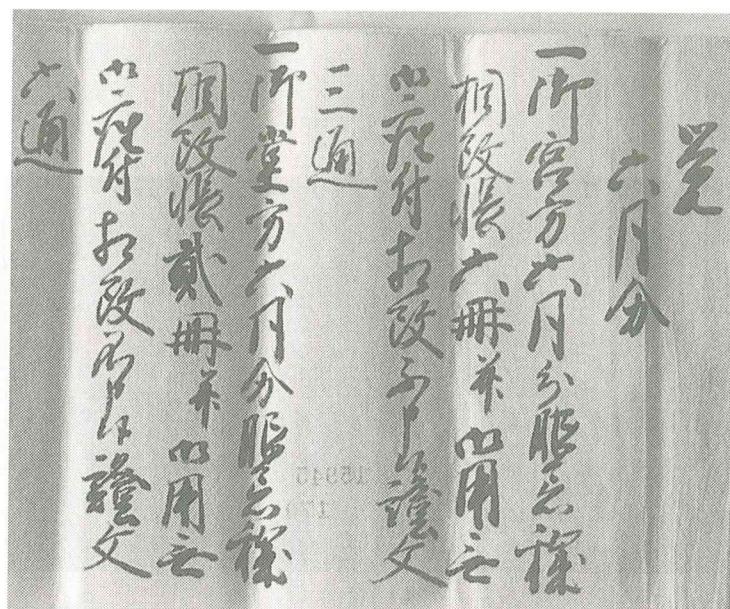
283 大條宗道書狀



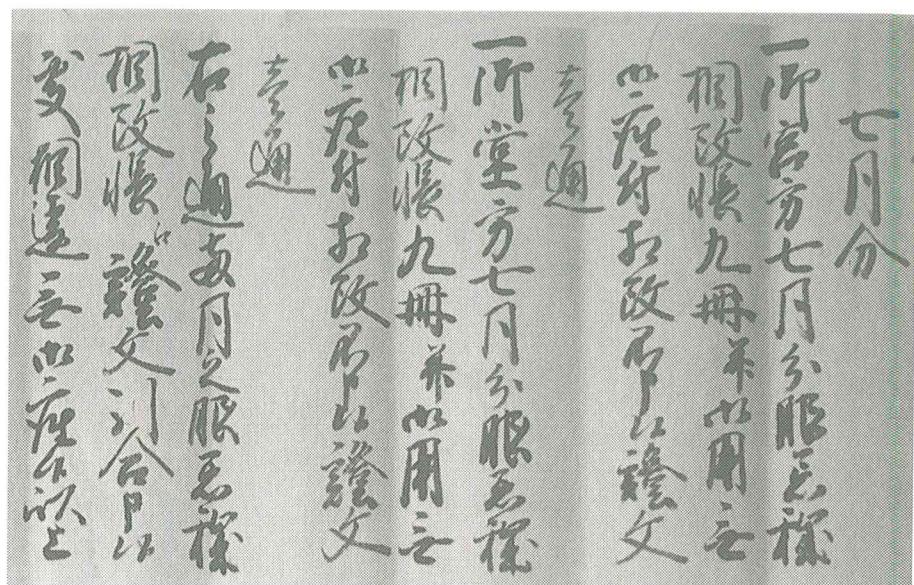
285 大條宗道書狀



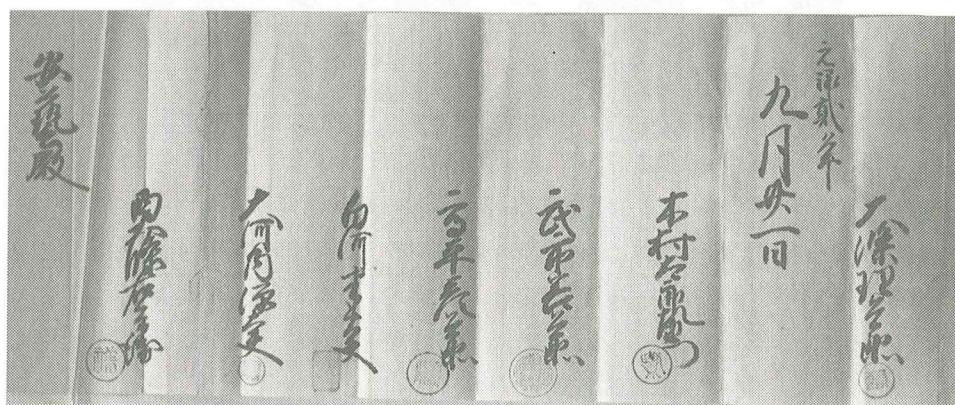
291 佐々定隆・柴田宗意書状



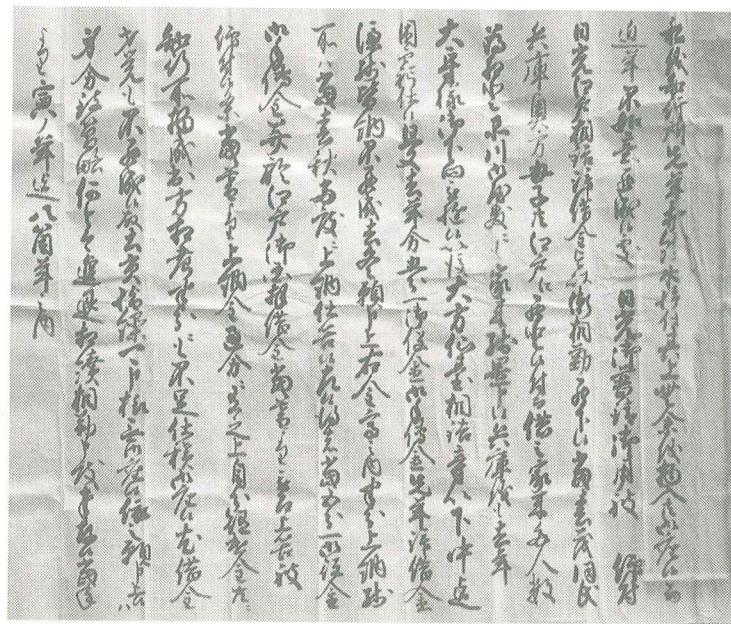
292 覚(1)



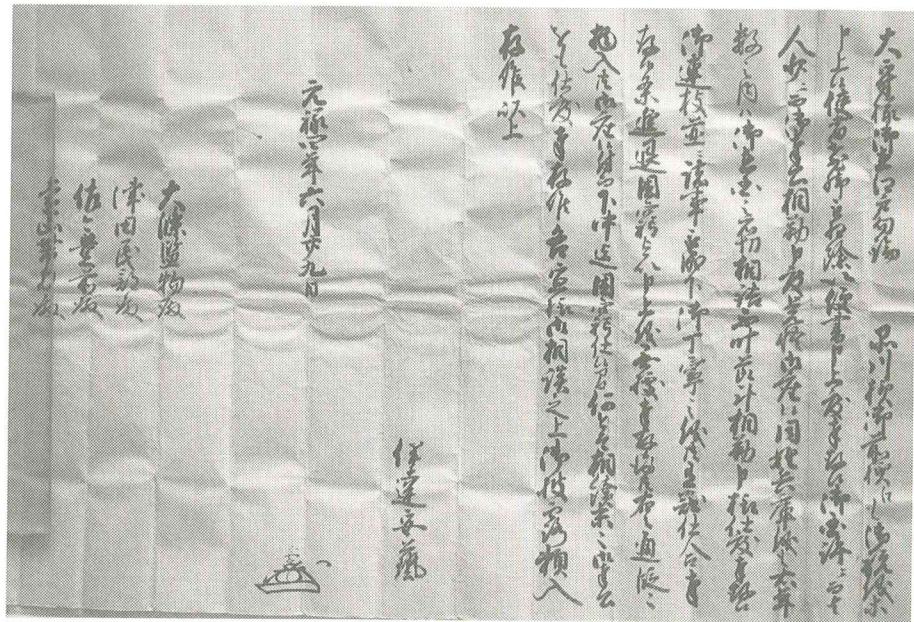
292 覚(2)



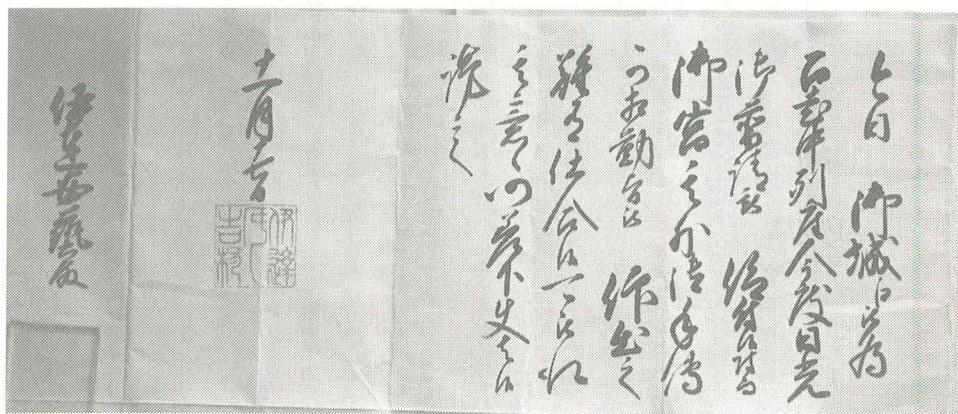
292 覚(3)



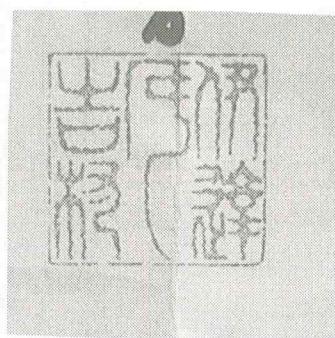
299 伊達宗元願書(1)



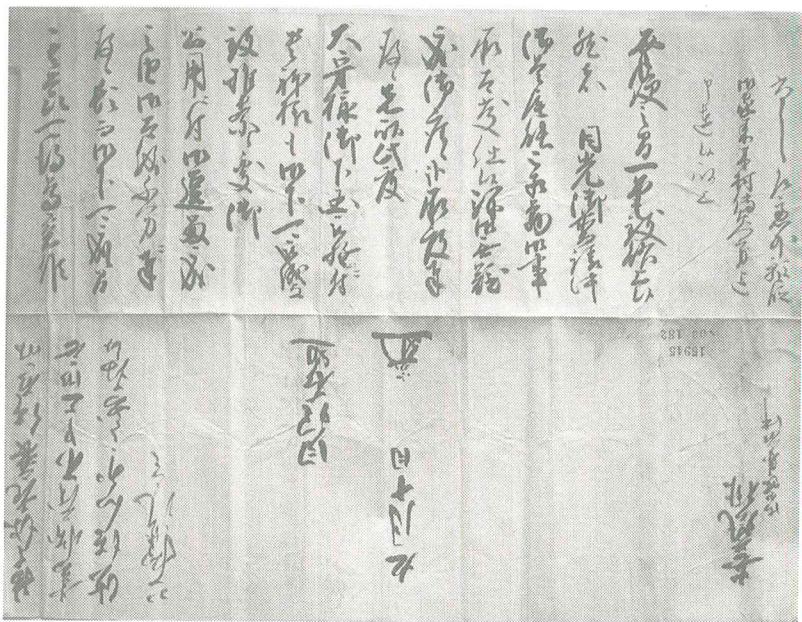
299 伊達宗元願書(2)



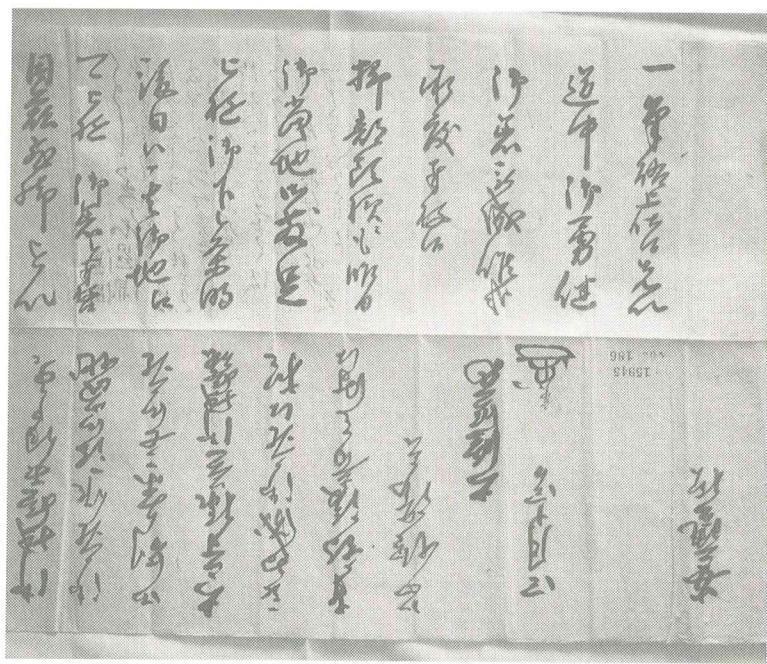
302 伊達吉村書状



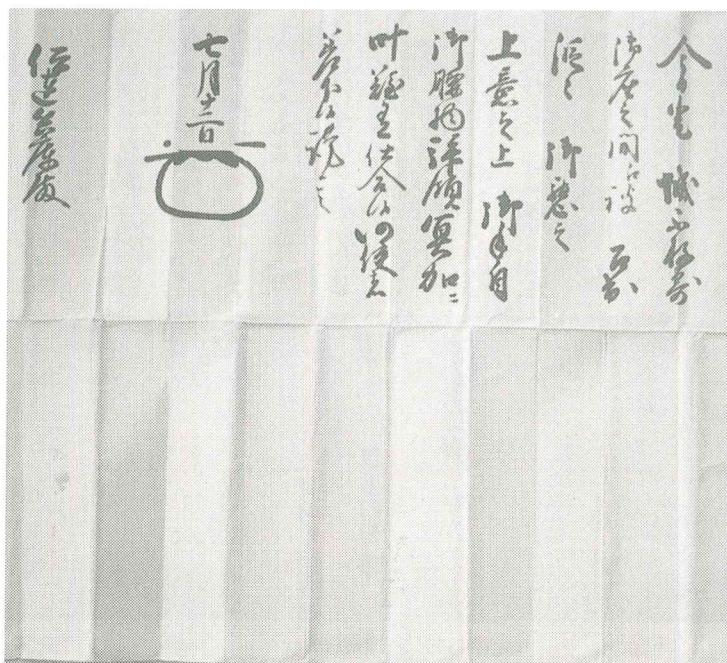
302 伊達吉村朱印



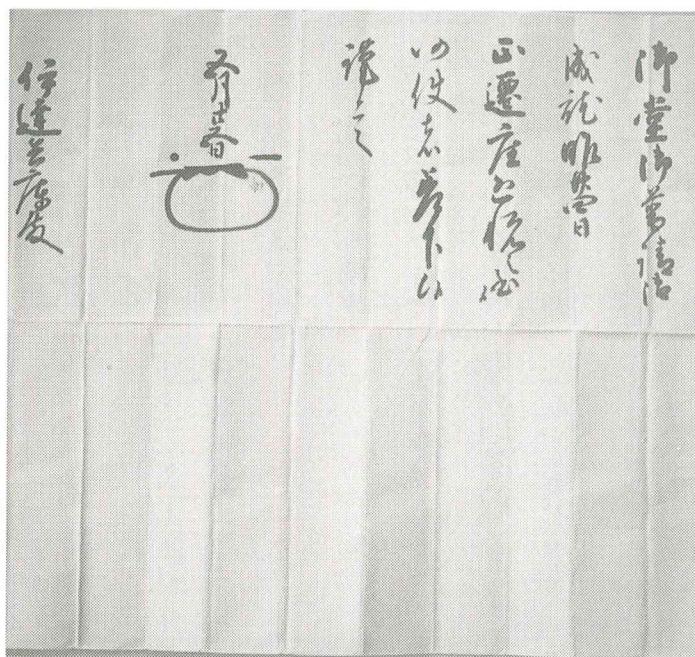
305 直理宗広書状



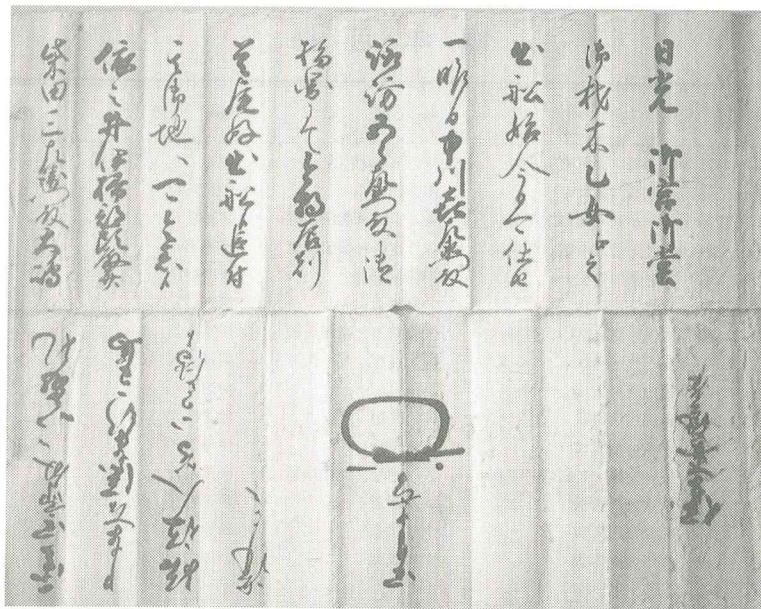
309 大條宗道書状



318 伊達綱村書状



319 伊達綱村書状



324 伊達綱村書状

## 編年目録

年	月	日	文書番号	文書名	発給者	宛所	典拠
貞享	2	7	175	籠谷孫右衛門某書状	籠谷孫右衛門某	伊達宗元	
元禄	1	11	4	293 伊達綱村書状	伊達綱村	伊達宗元	
		7	236	佐々定隆・柴田宗意書状	佐々定隆・柴田宗意	伊達宗元	
		8	291	佐々定隆・柴田宗意書状	佐々定隆・柴田宗意	伊達宗元	
		9	131	中村景信書状	中村景信	柴田宗意?	
		13	165	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		21	263	大條宗道・富田氏政書状	大條宗道・富田氏政	伊達宗元	
		23	145	遠山良房書状	遠山良房	伊達宗元	
		23	146	遠山良房書状	遠山良房	伊達宗元	
		23	205	遠山良房書状	遠山良房	伊達宗元	
		28	144	本多信治書状	本多信治	伊達宗元	
	12	6	248	佐々定隆・柴田宗意書状	佐々定隆・柴田宗意	伊達宗元	
		7	211	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		8	169	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		11	182	中川成慶書状	中川成慶	伊達宗元	
		14	164	御留ノ写			
		19	251	口上覚	伊達宗元		
		28	159	覚			
		28	312	伊達宗元書状	伊達宗元	山口信隆	
		28	313	伊達宗元書状	伊達宗元	小野善助	
			314	伊達宗元口上控			312・313 と一紙
2	①	11	308	佐々定隆書状	佐々定隆	伊達宗元	
		12	167	某書状			
		14	228	日光普請役人覚			
		20	276	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
2	2	195	坊中條目				
		2	200	覚			
		9	267	井伊直該書状	井伊直該	伊達綱村	
		16	194	条々		伊達綱村	
		19	280	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		24	210	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		30	250	日光普請起請文	大條宗道・伊達宗元	柴田宗意・佐々定隆・富田壱岐	
3	4	124	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元		
		9	178	永井甚左衛門書状	永井甚左衛門	伊達宗元	
		10	244	口上之覚			
		12	278	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		14	191	覚			
		14	202	覚			
		14	208	覚			
		14	253	覚			
		20	316	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		29	147	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		47	239	橋本知信書状	橋本知信	伊達宗元	
		14	309	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
			310	某追書			309 号の紙背
		16	324	伊達綱村書状	伊達綱村	伊達宗元	
		17	204	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		17	216	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	

年	月	日	文書番号	文書名	発給者	宛所	典拠
		22	258	覚	戒善院	伊達綱村	
		22	260	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		23	127	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		23	246	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		24	224	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		28	272	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		29	125	服忌穢改証文	伊達宗元	柴田勝門・中川成慶・ 大島義高・諏訪盛條	
		29	166	服忌穢改証文	大條宗道・伊達宗元	柴田勝門・中川成慶・ 大島義高・諏訪盛條	
		29	215	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
5	1	262	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	伊達宗元	
		1	322	伊達綱村書状	伊達綱村	伊達宗元	
		1	219				2.5.1以降か
		2	269	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		3	232	田中親長書状	田中親長	伊達宗元	
		4	256	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		4	285	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		8	311	佐藤素信書状	佐藤素信	伊達宗元	
		9	233	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		9	243	覚			
		9	294	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		11	170	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		12	161	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		13	284	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		14	143	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		15	321	伊達綱村書状	伊達綱村	伊達宗元	
		17	279	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
		28	227	山口信孝書状	山口信孝	伊達宗元	
	この月	295		日光御用人数書立			
6	6	257	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元		
	7	160	佐藤素信書状	佐藤素信	伊達宗元		
	7	281	佐藤素信書状	佐藤素信	伊達宗元		
	11	179	宮脇平太左衛門書状	宮脇平太左衛門	伊達宗元		
	14	152	和田貞長書状	和田貞長	伊達宗元		
	19	283	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元		
	21	139	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元		
	26	271	柴田宗意書状	柴田宗意	伊達宗元		
	26	323	伊達綱村書状	伊達綱村	伊達村元		
	29	151	覚				
	日	192	条々				
	日	199	条々				
7	1	235	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元		
	2	156	覚				
	6	141	遠山良房書状	遠山良房	伊達宗元		
	7	282	伊達宗元カ書状	伊達宗元カ	佐々定隆・富田豊後 大條宗道		
	11	133	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元		
	11	240	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元		
	11	136	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元		
	17	149	大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元		
	23	231	西大條重義書状	西大條重義	木村伝衛門		

年	月	日	文書番号	文書名	発給者	宛所	典拠
	26	221		大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
	26	268		大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
	27	320		伊達綱村書状	伊達綱村	伊達村元	
	29	230		佐藤素信書状	佐藤素信書状	伊達宗元	
	晦	296		大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
8	3	266		内山由茂書状	内山由茂	伊達宗元	
	5	134		清水弥次兵衛勝□書状	清水弥次兵衛勝□	伊達宗元	
	5	135		中地実興書状中地実興	伊達宗元		
	5	158		大條頼常書状大條頼常	伊達宗元		
	5	168		大河内顯実・西大條重義書状	大河内顯実・西大條重義	伊達宗元	
	5	213		大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
	6	142		大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
	6	226		大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
この月		198		御堂方役船請取証文	大條宗道・伊達宗元	設樂喜兵衛・赤坂孫七郎 川井甚五兵衛	
この月		201		御官方役船請取証文	大條宗道・伊達宗元	設樂喜兵衛・赤坂孫七郎 川井甚五兵衛	
9	21	292		覚	大條頼常・木村可辰 武市通尚・高平常親 白河朝次・大河内顯実 西大條重義	伊達宗元	
10	4	270		大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
	27	259		佐藤信静書状	佐藤信静	伊達宗元	
11	1	217		覚			
	3	212		日光普請人數覚			
	5	237		実名・歳書出	伊達宗元		
	25	140		山口信隆書状	山口信隆	伊達宗元	
		128		覚	伊達宗元		
		138		覚			
		154		覚			
		155		覚			
		214		日光普請役人覚			
		247		覚			
		261		覚			
3	1	25	223	口上之覚	長沼玄蕃	阿部正武	
2	16	242	内山由茂書状	内山由茂	伊達宗元		
日		196	日光条目	大條宗道・柴田宗意			
3	12	197		覚			
		17	148	中川成慶書状	中川成慶	伊達宗元	
4	19	254		大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
	21	249		坂元勘之丞書状	坂元勘之丞	木村伊右衛門	
5	3	245		佐藤素信書状	佐藤素信	伊達宗元	
	21	273		北茲清覚	北茲清		
	25	319		伊達綱村書状	伊達綱村	伊達村元	
6	12	207		日光普請人數積			
日		193		定書			
7	1	190		某書状			
	12	318		伊達綱村書状	伊達綱村	伊達村元	
	21	241		大條宗道書状	大條宗道	伊達宗元	
	28	153		但木重信書状	但木重信		
	晦	220		某書状			
8	3	163		大條宗道等連署書状	遠山良房・佐々定隆 津田春康・大條宗道	伊達宗元	

年	月	日	文書番号	文書名	発給者	宛所	典拠
宮城県図書館蔵涌谷伊達家文書について (五)	9	10	305	亘理宗広書状	伊達宗元		
		30	290	日光普請払控			
	10	22	157	但木重信書状	但木重信	大條宗道・遠藤帶刀	
		22	289	覚			
		22	298	御宮方・御仏殿方小牒目録	小嶋重章・岡本信立		
	11	11	222	富塚重長書状	富塚重長	伊達宗元	
			252	覚			
	4	6	299	伊達宗元願書	伊達宗元	大條宗道・津田春康 佐々定隆・遠山良房	
	5	11	6	304	遠山良房書状	遠山良房	伊達宗元
	5	11	23	206	遠山良房書状	遠山良房	伊達宗元
		5	12	297	御宮方・御仏殿方一紙目録		
正徳1	11	21	301	包紙			
	5	3	203	伊達宗元押借金控			